

決議第4号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和5年6月16日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 議会報告会

- (1) 日 時：令和5年6月27日（火）
- (2) 場 所：イオン南風原店
- (3) 派遣議員：全議員
- (4) 主 催：議会広報常任委員会

2. 町村議会正副議長・正副委員長研修会

- (1) 日 時：令和5年8月16日（水）
- (2) 場 所：ちゃたんニライセンター
- (3) 派遣議員：正副議長、正副委員長
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。